

[別表2] ケアホーム千葉利用料金表

(1) 訓練等給付(共同生活援助)又は介護給付(共同生活介護)の利用者負担額

① (市町村長が定めた日額) × (一月の利用日数)

* 利用者の収入・資産に応じ個別減免があります。

② 入院・外泊期間中の利用者負担額は、厚生労働省令の定めるところとします。

(2) 有料サービス料金

項目		利用料金
① 家賃		月額 一人25,000円
② 食費	食材料(朝・夕のみ)	月額 一人21,000円 (日額700円)
	特別な食事・外食	実費
③ 日用品	共用するもの	実費を入居者数で除した金額。
	個人のもの	実費
④ 光熱水費 燃料費	上下水道料金 ガス料金 電気料金 灯油料金	実費を入居者数で除した金額。
⑤ 預かり金等管理サービス		日額100円、月額3,000円
⑥ 代行サービス	ア.嗜好品・娯楽品の買物	1時間につき、500円。 鹿嶋市内に限る。
	イ.個人の支払い	
	ウ.医療機関への受診手続き き、薬の受取、支払い、 入院手続き	鹿嶋市、神栖市以外は行わない。 尚、平成20年4月から当分の間、代行料は徴収しない。
	エ.行政事務手続き等の 書類作成	⑩の証明書等の発行の額に準じる。 但し、自立支援給付に關係のない、本来利用者個人が行うものに限る。
	窓口手続き	1時間につき、500円。鹿嶋市内に限る。
	オ.手数料、送料等	実費
	カ.駐車料金等	実費
⑦ 健康診断、予防接種等		実費
⑧ 余暇活動（外出・外泊費、材料、会費等）		実費
⑨ 付き添い サービス	ア.嗜好品・娯楽品の 買物、外食	1時間につき、500円。鹿嶋市内に限る。
	イ.地域行事、娯楽等	鹿嶋市内は、1時間につき、500円。 それ以外の地域は、1時間につき、1,000円。 (※ 支援施設が企画した大行事の参加は除く。)
	ウ.医療機関等の受診 通院、入院手続き、 薬の受取	鹿嶋市内は、1時間につき、500円。 神栖市は、1時間につき、1,000円。 それ以外の地区は行わない。
外出		

	工. 行政事務手続き	1時間につき、500円。鹿嶋市内に限る。				
外泊	オ. 行事、行楽	1時間につき、1,000円。1日10時間を上限とし、国内のみ、2泊3日の期間内に限る。 (※ 支援施設が企画した大行事の参加は除く。)				
	カ. 付添人の交通費・入場料・宿泊費等の費用	実費	実費を参加(又は搭乗)者数で除した金額が個人負担額。			
	キ. ガソリン代	実費				
	ク. その他	有料道路通行料金・駐車料金は実費。				
⑩ 証明書等の発行		入居に関する証明書		100円		
		収入申告書		200円		
		年金関係定期報告書		1,000円		
		その他		100円		
⑪ 複写物の交付		コピー機1カウント20円。 (支援施設で複写することを条件とする。)				
⑫ その他	任意(傷害・入院等)保険	実費 (障害者の「いばらき互助会保険」等)				
	NHK受信料金	実費	請求額を入居者数で除した金額が個人負担額。			
	電話の基本料金・通話料金	実費				
	地区会費等	実費				
	契約終了後、居室を明け渡さない場合の利用料金	<p>○以下の算式により算定した額。 (契約時における支援費日額十利用者負担日額) × (当該月の利用日数) + (当該月の有料料金) ○家賃は、日額1,000円とする。</p>				
	契約終了後の残置物の引き取りを行わない場合の運送料	実費 (着払い)				
	入院・外泊中の有料料金	実際に当月に受けた有料料金の合計額。				
	中途入居又は中途退居した場合の有料料金	<p>○実際に、当月に受けた有料料金の合計額。 ○家賃は、入居日数が15日に満たない場合は、日額900円。15日以上は、月額とする。 但し、入居日・退居日を含む。</p>				
	クリーニング	利用者個人で行って下さい。				
	貴重品の管理	預かり金等管理サービス料金に準ずる。				
	理・美容	利用者個人で行って下さい。				

- ※ その他、日常生活上必要となるものの内、利用者負担が適当であると認められるものについては、その費用の支払いを受けるものとする。
- ※ 日本経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、有料料金を相当な額に変更できるものとする。この場合、変更を行う2ヶ月前までに利用者に説明を行うものとする。